27　29の欄は、中波放送を行う基幹放送局に限り、使用する無線設備の区分が異なるごとに次により記載すること。

〔(1)　略〕

(2)　放送区域内の世帯数の欄は、当該放送区域内に含まれる全世帯数を記載すること。

(3)　ブランケット・エリア内の世帯数の欄は、次式により算出した距離を半径とする円内に含まれる全世帯数を記載すること。

$D=60\sqrt{P}$

Dは、送信空中線からの距離（m）

Pは、空中線に供給される電力に短小垂直空中線に対する利得を乗じた値（kW）

(4)　比率の欄は、ブランケット・エリア内の世帯数の放送区域内の全世帯数に対する比率を記載すること。

28　31の欄は、無線局種目的等コード表により該当するコードを記載すること。

29　32の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何所属の受信設備」のように包括的に記載すること。

30　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

31　無線局事項書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表の定める規格の用紙とする。

32　第２条第３項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号第２　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局のうち、船舶に開設するものについては別表第二号第３のとおりとし、航空機に開設するものについては別表第二号第４の様式のとおりとし、宇宙物体に開設するものについては、別表第二号第５の様式のとおりとする。

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のものについては、本様式中「海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のもの」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

31　33の欄は、中波放送を行う基幹放送局に限り、使用する無線設備の区分が異なるごとに次により記載すること。

〔(1)　同左〕

(2)　放送区域内の世帯数の欄には、当該放送区域内に含まれる全世帯数を記載すること。

(3)　ブランケット・エリア内の世帯数の欄には、次式により算出した距離を半径とする円内に含まれる全世帯数を記載すること。

$D=60\sqrt{P}$

Dは、送信空中線からの距離（m）

Pは、空中線に供給される電力に短小垂直空中線に対する利得を乗じた値（kW）

(4)　比率の欄には、ブランケット・エリア内の世帯数の放送区域内の全世帯数に対する比率（％）を記載すること。

32　35の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

33　36の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。

34　当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

35　無線局事項書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式の定める規格の用紙とする。

36　第２条第３項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号第２　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局のうち、船舶に開設するものについては別表第二号第３の様式のとおりとし、航空機に開設するものについては別表第二号第４の様式のとおりとし宇宙物体に開設するものについては、別表第二号第６の様式のとおりとする。

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のものについては、本様式中「海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のもの」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。